

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-061改083(回1)
提出年月日	令和3年3月11日

令和3年3月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力1.16：BOP閉止判断基準）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	令和3年2月2日	BOP閉止装置を閉止する判断基準が設置許可基準規則第59条に適合することを、事象を踏まえて説明すること。	ヒアリング (令和3年2月9日) にて説明	BOP閉止装置の判断基準が設置許可基準規則第59条に適合することを整理した内容を追記。 (EP-060(補)改72P59-14-13)
2	令和3年2月9日	「原子炉冷却材圧力バウンダリが破損した場合においては、漏えい箇所の隔離又は原子炉圧力容器の減圧が完了している場合」の設定の考え方を拡充して説明すること。	第948回審査会合 (令和3年2月18日) にて説明	規則第59条に直接的な要求はないが、二次格納施設バウンダリを形成することに伴い、原子炉圧力容器内で保有する冷却材のエネルギーがオペロBOP閉止装置等の設備へ悪影響を及ぼさないようにする必要があることから、条件として設定している。 (資料1-3-3P59-14-13)